別表十一(一)の記載要領第一号中「損金算入)」の次に「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号。以下この号において「令和４年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法（第４号及び第６号において「令和４年旧法」という。）第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）」を「場合又は」の次に「令和２年改正前法（」を「令和２年法律第８号）」の次に「附則第14条第２項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法」を加え「法人税法（」を「法人税法をいう。」に「「令和２年旧法」という」を「同じ」に「(法第42条から第44条まで」を「(令和２年改正前法第42条から第44条まで（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入）又は令和４年改正法第３条の規定による改正前の令和２年改正前法（第４号及び第６号において「旧令和２年改正前法」という。）第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）」に改め、同号を同号とし、同号中「が法」の次に「第46条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）若しくは令和４年旧法」を加え「(法第46条」を「(令和２年改正前法第46条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）又は旧令和２年改正前法第46条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)」に改め、同号を同号とし、同号中「が法」の次に「第45条（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)、令和４年旧法」を加え「令和２年旧法」を「令和２年改正前法」に「(法第45条」を「(令和２年改正前法第45条（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)、旧令和２年改正前法第45条（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)」に改め、同号を同号とし、同号の次に次の一号を加える。

５　別表十六(九)「24」の欄に金額の記載がある減価償却資産の「圧縮限度基礎額 (31)×(32) (33)」の欄の記載に当たつては、当該金額（同表「26」の金額のうちに令第82条の３（工事負担金の交付前に取得した固定資産の圧縮限度額）に規定する日までに同表「26」の欄に記載すべきこととなつた金額がある場合には、その記載すべきこととなつた金額を控除した金額）を「(31)」から控除して計算すること。

別表十一(一)の記載要領第一一号中「令和２年旧法」を「令和２年改正前法」に「「特別勘定に経理した金額　(13)」」を「「特別勘定に経理した金額　(16)」」に改め、同号を同号とし、同号の次に次の一号を加える。

２　別表十六(九)「24」の欄に金額の記載がある減価償却資産の「圧縮限度基礎額 (8)×(10) (11)」の欄の記載に当たつては、当該金額（同表「26」の金額のうちに令第79条の２（国庫補助金等の交付前に取得した固定資産等の圧縮限度額）に規定する日までに同表「26」の欄に記載すべきこととなつた金額がある場合には、その記載すべきこととなつた金額を控除した金額）を「(8)」から控除して計算すること。

別表十一(一)の記載要領に次の一号を加える。

７　別表十六(九)「24」の欄に金額の記載がある減価償却資産の「圧縮限度基礎額 (43)×(44) (45)」の欄の記載に当たつては、当該金額（同表「26」の金額のうちに令第83条の４（賦課金の納付前に取得した固定資産等の圧縮限度額）に規定する日までに同表「26」の欄に記載すべきこととなつた金額がある場合には、その記載すべきこととなつた金額を控除した金額）を「(43)」から控除して計算すること。

別表十一(一)の表を次のように改める。